

試験・研究用試料の提供に関する取扱要領

滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課

1 目的

この要領は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課（以下「生物多様性保全課」という。）が実施する水草の対策事業において、試験研究機関、民間企業等に対し、試験・研究等の目的で使用する水草その他の試料（以下「試料」という。）を提供する場合の取扱いを定めることを目的とする。

2 試料の種類

試験・研究の目的に提供する試料は、次のとおりとする。

- (1) 水草
- (2) 水草たい肥
- (3) その他生物多様性保全課長が認めるもの

3 試料提供の手続

- (1) 試料の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、試験・研究用試料提供申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を、生物多様性保全課長に提出しなければならない。この場合において、年度内に複数回にわたって試料の提供を受けようとするときは、申請書に年間計画書を添付するものとする。なお、申請者は、申請書提出までに生物多様性保全課と事前協議を行うものとする。
- (2) 前号の規定による事前協議において、生物多様性保全課長は、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）と調整を行うとともに、申請者に対し必要な助言を行うことができる。
- (3) 生物多様性保全課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、試料の提供をすることが適当と認めるときは試料提供承諾書（別記様式2）により承諾し、適当でないときはその旨を申請者に通知するものとする。
- (4) 前号の承諾を受けた者（以下「被提供者」という。）は、試料の提供を受けるときは、あらかじめ、受け取りの日時、試料採取および運搬の方法等を生物多様性保全課職員および財団職員と協議するとともに、職員の立ち会いの下で作業を行うものとする。

4 試料の提供の承諾の基準および提供の中止

- (1) 生物多様性保全課長は、試料の提供の申請の内容が次に掲げる要件に該当するときは、試料の提供を不承諾とするものとする。
 - ア 水草に係る試験・研究以外の目的であると認められるとき。
 - イ 試料の引渡し、運搬等に当たり、水草刈取事業等に支障があると認めるとき。
 - ウ 試料の引渡し、運搬等において、関係法令等の規定が遵守されない恐れがあると認めるとき。
 - エ その他試料の引渡し、運搬等の実施において、著しく公共の利益に反すると認めるとき。
- (2) 生物多様性保全課長は、試料の提供を承諾した後、利用者が前号アからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、試料の提供を中止することができる。

5 費用負担

試料の提供については無償とする。ただし、試料の採取、運搬等に係る経費は被提供者が負担するものとする。

6 損害賠償

試料の採取、運搬等を行う際に第三者に損害を与えたときは、被提供者がその責任を負うものとし、県は責任を負わない。ただし、被提供者の責に帰することができない理由による場合は、この限りではない。

7 結果の報告

被提供者は、提供された試料を用いた試験・研究等の結果を生物多様性保全課長に報告するものとする。

8 公表等の通知

被提供者は、提供された試料を用いた試験・研究等の結果を公表しようとするときは、事前にその内容について生物多様性保全課長と協議するものとする。

9 安全の確保等

提供者は、試料の採取、運搬等において、安全の確保を図るとともに関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ生物多様性保全課長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

付 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。